

# 和歌山県がん対策推進条例(仮称)の内容

## 目的

- この条例は、「がん」が長らく県民の死因の第1位を占めてきたことを踏まえ、がんの予防及び早期発見を推進するとともに、がん患者及びその家族が置かれている状況を深く認識し、療養生活に伴う様々な不安を軽減することで、がん患者を含むすべての県民がいきいきと生活することができるよう、がん対策の推進に関して必要な事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とします。

## 基本理念(七位一体の取組)

- がん対策は、がん対策に関わる関係者が緊密な連携のもと、一致協力しなければならない困難な課題であることから、県民、行政（県・市町村）、保健医療関係者、教育関係者、事業者、報道関係者、県議会の7つの主体が一体となって取り組みます。



## 県の責務

### ●本県の特性に応じた基本的施策の実施・推進

- (1) がんの予防の推進
- (2) がんの早期発見の推進
- (3) がん医療の充実
- (4) がん医療に関する情報提供
- (5) がん患者及びその家族等への支援
- (6) 緩和ケアの充実
- (7) 在宅医療の推進
- (8) がん登録の推進
- (9) がんの種別に応じた対策の推進（肺がん、小児がん、女性に特有のがん等）
- (10) 県民運動の推進
- (11) 必要な財政上の措置

環境整備

## 県民の役割

- 知識を深め予防に注意を払う
- 積極的ながん検診の受診
- 県民みんなでがん対策の推進

連携協力

## 関係者の役割

- 市町村
  - ・がん予防に関する知識の普及啓発
  - ・がん検診受診の推進
- 保健医療関係者
  - ・がん対策に関する施策への協力
- 教育関係者
  - ・がんに対する正しい知識の教育
- 事業者
  - ・従業員のがん予防・早期発見・治療等に対する環境整備
  - ・受動喫煙防止の取組
  - ・がん対策に関する施策への協力
- 報道関係者
  - ・がんに関する報道への取組

政策提言  
監視・評価

## 県議会の役割

- がん対策に関する政策決定・政策提言
- 知事等の事務執行に対する監視・評価